

○東北町広報紙広告取扱要綱

平成31年3月25日

告示第17号

改正 令和2年12月14日告示第101号

改正 令和3年2月26日告示第16号

(趣旨)

第1条 この告示は、東北町広報紙（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基本原則)

第2条 広報紙に掲載することができる広告は、次の事項を兼ね備えなければならない。

- (1) 広告の内容が社会的に信用度の高い情報であり、かつ、広告の表現は、それにふさわしい信頼性を持つものであること。
- (2) 広報紙の行政広報媒体としての公共性、品位及び町民の信頼を損なうおそれのないもので、町民に不利益が生じるおそれがないものであること。

(広告の掲載基準)

第3条 次の各号に掲げる内容と判断される広告は、広報紙に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反行為を助長するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性及び宗教性のあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業又はこれに類似するもの
- (5) 社会問題についての主義主張を表すもの
- (6) 意見広告名刺広告等個人の宣伝及び主義主張を表すもの又はこれらに類するもの
- (7) 消費者に不利益を与えるおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広報紙に掲載できない広告に関する基準は、別途定める。

(広告掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、広報紙の表紙と裏表紙の2頁を除く各頁とする。

(広告の大きさ)

第5条 広告の大きさは、次の表のとおりとする。

区分	掲載枠	規格
1号広告	4段通し	縦24.0cm×横17.5cm
2号広告	3段通し	縦18.0cm×横17.5cm
3号広告	2段通し	縦12.0cm×横17.5cm
4号広告	1段通し	縦6.0cm×横17.5cm
5号広告	1段の2分の1	縦6.0cm×横8.5cm

(広告料金)

第6条 掲載1回当たりの広告料金は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 48,000円
- (2) 2号広告 36,000円
- (3) 3号広告 24,000円
- (4) 4号広告 12,000円
- (5) 5号広告 6,000円

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は広告掲載申込書(様式第1号)に広告原稿を添えて、広報紙発行日の30日前までに町長に提出するものとする。

- 2 広告を掲載できるのは、東北町内に事業所、営業所又は取扱店がある事業者に限るものとする。
- 3 その他町長が広告掲載を認めるものとする。

(広告掲載の承認)

第8条 町長は、前条の申込みを受けたときは、必要な事項を審査し、承認するものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を承認したときは、申込者に対して、広告掲載決定通知書(様式第2号)により、速やかにその旨を通知するものとする。

(広告料金の支払い)

第9条 広告掲載の承認を受けた申込者は、広報紙の発行日より1箇月以内に、町長の指定する口座に広告料金を振り込み支払いするものとする。

(広告料金の還付)

第10条 町長は、広報紙の編集上支障があると認めるときは、広告の掲載をしないことができる。この場合において、既納の広告料金があるときは、これを還付するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月14日告示第101号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年2月26日告示第16号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第7条関係)
様式第2号 (第8条関係)